

T P P（環太平洋パートナーシップ）等総合対策本部の設置について

平成 27 年 10 月 9 日
閣 議 決 定
平成 29 年 7 月 11 日
一 部 改 正
令和 7 年 11 月 11 日
一 部 改 正

1. T P P 協定の実施に向けた総合的な政策の策定等のため、内閣に T P P 等総合対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、日本成長戦略担当大臣
本部員 本部長及び副本部長以外の国务大臣
3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房 T P P 等政府対策本部において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。